

名教委教訓令第 1 号

事 務 局

名古屋市教育委員会事務局課長補佐設置規程（令和 6 年名教委教訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
1 名古屋市教育委員会事務局規則（昭和 32 年名古屋市教育委員会規則第 9 号）第 2 条の課に次の組織を置く。 総務部 総務課 （略） <u>課長補佐（人事）</u> （略） 人権教育課 （略） 教育環境整備課 （略） 課長補佐（子どもいきいき学校づくり） <u>（4）</u> （略） 課長補佐（給食調理場の環境整備の推進） 学校施設課	1 名古屋市教育委員会事務局規則（昭和 32 年名古屋市教育委員会規則第 9 号）第 2 条の課に次の組織を置く。 総務部 総務課 （略） （略） 人権教育課 （略） <u>教育 D X 推進課</u> <u>課長補佐（総括）</u> <u>課長補佐（D X の推進）（2）</u> 教育環境整備課 （略） 課長補佐（子どもいきいき学校づくり） <u>（5）</u> （略） 課長補佐（給食調理場の環境整備の推進） <u>（2）</u> 学校施設課

(略)

課長補佐（営繕）

課長補佐（学校施設の環境整備の推進）

(略)

教務部

教職員課

課長補佐（管理）（2）

課長補佐（学校事務の改革に係る連絡調整）

課長補佐（服務等）

課長補佐（高等学校に係る連絡調整）

課長補佐（特別支援学校等に係る連絡調整）

課長補佐（安全衛生）

課長補佐（教職員のメンタルヘルス・保健指導）

学事課

課長補佐（学校財務）

課長補佐（就学援助）

課長補佐（就学等に係る企画調整）
（2）

(略)

課長補佐（営繕）

課長補佐（学校施設整備）

(略)

人事部

人事課

課長補佐（事務局人事）

課長補佐（倫理意識の向上）

教職員課

課長補佐（管理）（2）

課長補佐（学校事務の改革に係る連絡調整）

課長補佐（高等学校に係る連絡調整）

課長補佐（特別支援学校等に係る連絡調整）

課長補佐（安全衛生）

課長補佐（教職員のメンタルヘルス・保健指導）

課長補佐（教員人事制度改革）

教職員研修・採用課

課長補佐（教職員研修・採用）

課長補佐（施設等）

<u>課長補佐（就学奨励等）</u>	
<u>課長補佐（私学助成）</u>	
新しい学校づくり推進部	新しい学校づくり推進部
新しい学校づくり推進課	新しい学校づくり推進課
（略）	（略）
課長補佐（ <u>夜間中学校</u> ）	課長補佐（ <u>不登校児童生徒支援に係る企画調整</u> ）
子ども応援課	子ども応援課
（略）	（略）
	<u>教育相談課</u>
	<u>課長補佐（教育相談等）</u>
教育支援部	教育支援部
義務教育課	義務教育課
（略）	（略）
課長補佐（いじめ防止対策）	課長補佐（いじめ防止対策）
（略）	<u>課長補佐（学校問題解決）</u>
（略）	（略）
特別支援教育課	特別支援教育課
課長補佐（企画）	課長補佐（企画）
	<u>課長補佐（医療的ケア児の支援）</u>
<u>学校D X推進課</u>	
<u>課長補佐（推進）</u>	
<u>課長補佐（学校情報化に係る企画調整）</u>	
<u>課長補佐（D Xの推進）</u>	
学校保健課	学校保健課
（略）	（略）
課長補佐（中学校給食）	課長補佐（中学校給食）
	<u>課長補佐（給食のあり方検討）</u>
課長補佐（給食調理場の環境改善）	課長補佐（給食調理場の環境改善）
	<u>（2）</u>
	<u>学事課</u>
	<u>課長補佐（学校財務）</u>
	<u>課長補佐（就学援助）</u>
	<u>課長補佐（就学援助等に係るD Xの推進）</u>
	<u>課長補佐（就学等に係る企画調整）</u>
	<u>（2）</u>
	<u>課長補佐（就学奨励等）</u>

(略)	(略)
2・3 (略)	2・3 (略)

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。